

抗戦期陝甘寧辺区のアヘン問題

内田 知行 (大東文化大学名誉教授)

Opium Control Policy of Shanxi-Gansu-Ningxia Border Region During Anti-Japanese War

Tomoyuki UCHIDA

はじめに

本稿は、抗日戦争時代の中国共産党（中共）の抗日根拠地、陝甘寧辺区におけるアヘン問題を考察する。陝甘寧辺区は、中国の西北に位置する陝西省・甘粛省・寧夏回族自治区の辺境地帯に存在した中共の地方政権だった。毛沢東らの中共指導者が抗戦時代を通じて居住し、そこから中国全土の中共組織に指示をあたえた場所だった。

アヘン問題は、日本の傀儡政権だった「満洲国」や「蒙疆自治政府」や中国国民政府でも重大な社会問題だった。これらの政府は禁止政策をとりながらアヘンの専売政策を取り続け、政府の財源とした。それでは、これらの政権と陸続きで対決し続けた中共の抗日根拠地では、アヘン問題はどのように処理されていたのだろうか。筆者は以前、「抗日根拠地のアヘン管理政策とアヘン吸飲者救済活動」（筆者『抗日戦争と民衆運動』創土社、2002年、所収）において、陝甘寧辺区のアヘン政策について部分的に論じたことがある。日本語の先駆的な研究としては、井上久士「陝甘寧辺区の財政と対外交渉」（『中島敏先生古稀記念論集』下巻、汲古書院、1981年）がある。中国語の力作の考察としては、陳永發「紅太陽下の罌粟花：鴉片貿易与延安模式」（『新史学』第1巻第4期、台湾、1990年）がある。その他に、祁建民「蒙疆地方における中国共産党の抗日運動」（内田知行・柴田善雅編『日本の蒙疆占領1937－1945』研文出版、2007年）と筆者「内モンゴルの抗日政権とアヘン政策」（平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会文化変容』東洋文庫、2007年）は、陝甘寧辺区に隣接する内モンゴルの抗日政権のアヘン政策を論じていた。

他方で、近年の中華人民共和国の抗日根拠地研究をみると、黄正林『陝甘寧辺区郷村的經濟与社会』（人民出版社、2006年）や陳廷煊『抗日根拠地經濟史』（社会科学文献出版社、2007年）には、この辺区のアヘン問題に言及した部分がある。しかし、中華人民共和国の研究は問題をきちんと明示的に論じてはいない。関連史料の公開もきわめて不十分である。「抗日根拠地のアヘン問題（アヘン政策）」は依然として中国史におけるタブーの一つと考えられる。台湾では、本稿の課題はオープンな歴史的課題である。早くは、『共匪禍国史料彙編』第3冊（中華民国開国文献編纂委員会・

国立政治大学国際関係研究中心編刊、1976年再版)所収「中共裁種鴉片の真相」などの史料集があり、侯家国『中共陝甘寧辺区政府一成立及其運作』(黎明文化事業公司、1979年)が「鴉片の裁種与抽税」で詳論していた。また、『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第五編 中共活動真相(三)』(中国国民党中央委員会党史委員会編刊、1985年)には、「種運鴉片」という項目に3点の原史料の写真と41点の史料が収録されている。

本稿では、以上の史料も参照しながら、これらの史料にはまったく論及されていない、新しい文献を紹介し分析する。それは、張三風編著『中共的鴉片政策』(統一出版社、1942年6月1日出版)という全文24頁のパンフである。同書の副題は「製造人間地獄：罌花開遍了『辺区』」というものである。当時の国民政府の「6か年禁煙計画(1935～40年)」の実施経過を述べ、中共がこれに違反していると説く。同書11～23頁は「『鴉片之郷』的真相」という表題で、この部分は陝甘寧辺区のアヘン政策の実情をきわめて具体的に記述した興味深い内容になっている。

ただし、編著者の経歴は不詳である。筆者は、手に取ることのできる限りの中国共産党・国民党、その他分野の人名辞典や工具書にあたり、「張三風」という人物を探したが、これまでのところ手がかりはまったく得られていない。しかし、辺区で実際に活動していた人物、ないしそうした人物から内部情報を入手できる人物以外には、このパンフは執筆できない、と判断する。たんなる反共的「怪文書」の域を超えて、内容の信憑性はきわめて高い。同時に張三風は中共と対立する国民党ともつながっていたことが、国民党の内部文書からも確認される。

張三風のパンフの第4章「『鴉片之郷』的真相」は、記述内容から1942年に国民党が作成した文書「罌粟遍地的陝北」(録自中央党史会庫藏油印本)⁽¹⁾の構成、内容と微妙に重複する。構成を以下に比較紹介する。

『鴉片之郷』的真相	罌粟遍地的陝北
前言(ただしタイトルなし)	前 言
1 「鴉片之郷」的誕生	1 辺区烟氣的擴展
2 「辺区」是怎样販売鴉片的	2 種烟的計画与実行
3 自給自足与種植鴉片	3 動員工作一般
4 種子問題与技術問題	4 烟区的面積与分布
5 中共以軍政力量保護鴉片的又一例	5 生産労働的「生力軍」
6 一个巧妙的掩飾方法	6 種籽的来源与烟土的出路
7 奇怪的「春耕運動」	7 從歡迎參觀到拒絕檢查
8 反響与造謠	8 所謂禁烟的真相

張三風のパンフでは、1942年3月2日に採択されたとされる「禁烟禁毒条例」(1942年3月2日採択)の要旨5点を紹介していたが(後述)、この5点と同一の文章がいま言及した「罌粟遍地的陝北」に記載されていた。構成や部分的な叙述の一致からは、張三風の著作が国民党の内部文書と密接な関係があったことが判断できる。

もっとも、微妙な違いもあった。張三風のパンフでは、ケシの入手先について次のように記載し

ていた。「種子についていうと、「辺区」政府は去年の冬、とくに山西省からケシ 30 余石を購入し、各地で栽培用に農民に売った（これは当然ながら不足を補ったにすぎない）。販売価格は 1 斤 20 元だったが、購入できない農民には「辺区」から支給された」⁽²⁾。

これが、「罌粟遍地的陝北」では、次のように説明されていた。「去年 [1941 年] 七八月から、辺区政府は山西と綏遠の産烟区へ人を派遣し、ケシの種子を大量に買い付けて、次々と辺区に運び込んだ。1 回の最多量は去年冬に山西から運び込んだ 30 余石である。辺区に搬入された種子は、各部隊の播種用に分配されたほかに、農民に販売された。当初の値段は 1 升（2 市斤に相当）30 元で、後には次第に値上がりして、今では 1 升 80～90 元になった」⁽³⁾。また、収穫時の配分について、張三風は次のように述べていた。すなわち、「「辺区」政府と農民のあいだで、六・四で配分する（即ち「辺区」が 60% を、農民が 40% を得る）」⁽⁴⁾。他方で、「罌粟遍地的陝北」では、「およそ人民が耕作するアヘンの配分については、収穫時に政府に 65%、人民にはわずかに 35% にすると定めた」⁽⁵⁾。

以上のように、山西省から買い付けたケシの種子の農民への販売価格は張三風では 1 斤 = 20 元だったが、「罌粟遍地的陝北」では 1 斤 = 15 元だった。また、収穫時の政府と農民とのあいだの配分比は、張三風では 60 対 40 だったが、「罌粟遍地的陝北」では 65 対 35 だった。張三風の分析は、一部では国民党の内部文献とは独立した考察を加えていたのである。

本稿では、次のような手順で分析を進める。まず、張三風のパンフに示された内部情報を、中国大陸で刊行された陝甘寧辺区関係の史料文献とつきあわせてみる。こうして、記述内容の信憑性を部分的に確認したのちに、パンフの示す「辺区アヘン政策」の要点を列挙し分析していく。最後に、張三風のパンフを分析することによって、中共をめぐるどのような問題点が明らかになったのか、を考えてみたい。

第 1 節 陝甘寧辺区「禁烟督察処」の設立

張三風のパンフでは、アヘン問題を管掌する「禁烟督察処」の設立について以下のように記述していた。「本年 [1942 年] 初め「禁烟督察処」というものが特設された。そして、もっともらしく 3 月 2 日の「辺区政府」第 13 次政務会議で禁烟禁毒条例が採択された」⁽⁶⁾。

中華人民共和国で刊行された基本文献集ともいべき陝西省档案馆・陝西省社会科学院合編『陝甘寧辺区政府文件選編』（以下『文件選編』）第 5 輯によれば、「第十三次政務会議」は、1942 年 3 月 2 日に開かれた。詳細は次の通りだった。

「出席者 8 人、列席者 5 人、欠席者 5 人。/ 議題：条例、規程。/ 報告人：李木庵。/ 決議簡録：(1) 禁烟、禁毒条例；(2) 禁烟督察処服務規則；(3) 今後の辺区の最高懲役刑を 5 年から 10 年に改定；(4) 高等法院による死刑事案：(一) 蘇子英殺人事件を死刑から懲役 10 年に改定；(二) 劉光雨を死刑に処す」⁽⁷⁾。李木庵は辺区の高等法院院長代理だった⁽⁸⁾。

この比較から明らかなように、張三風のパンフはこの政務会議で「禁烟禁毒条例」が採択された

ことを言い当てていた。政務会議は一部の高級幹部だけが出席する会議だった。出席者8人、列席者(傍聴者の意味ではないか)5人という小規模の会議だった。張三風のパンフのこのくだりは、内部事情に通じた人物以外は書けない、と判断する。

『文件選編』第5輯所収の「1941年12月至1942年2月辺区政府工作報告(草案)/1942年2月」でも、「禁烟督察処[1942年]1月設立、かつ分処を設立して業務を開始した」と設立時期が記述されていた⁽⁹⁾。

また、『文件選編』第5輯には、1942年1月14日付けの「陝甘寧辺区政府命令——關於成立陝甘寧辺区禁烟督察処事」(戦字第121号)があった⁽¹⁰⁾。これに1942年1月に公布された「禁烟督察処組織規程」と「査獲鴉片毒品暫行辦法」⁽¹¹⁾とが添付されていた。

この「戦字第121号」の要点を以下に引用する。「本政府は禁政を貫徹し、烟毒を根絶するために、第四次政務會議の決議を経て、陝甘寧辺区禁烟督察処を設立し、同事業を専門に司る。かつ、『禁烟督察処組織規程』及び『査獲鴉片毒品暫行辦法』各一種を採択して、その実施を便ならしめた。禁烟督察処処長の職務は、財政庁副庁長・霍維徳が兼任することと決定した」。

この短い引用から分かることは、3点ある。第1点は、「禁烟督察処」の設立は「第四次政務會議」で決議されたことである。同會議は、1941年12月23日に出席者8名、列席者5人をもって開催された。會議の主要議題は「民国31年度經濟建設工作計画大綱」だった⁽¹²⁾。第2点は、新設の禁烟督察処処長のポストに財政庁副庁長の霍維徳が任じられたことである。禁烟関係収入は辺区の主要財源の一種と考えられていたので、財政部門の責任者が任じられることになったのである。第3点は、「第四次政務會議」では、「禁烟督察処組織規程」と「査獲鴉片毒品暫行辦法」とが採択されただけで、「禁烟禁毒条例」の採択は「第十三次政務會議」まで待たなければならなかったことである。辺区政府の基本的法規=条例の制定を先送りして、下位法規である「規程」と「辦法」をまず制定した経過は不詳である。

なお、張三風は禁烟督察処処長に霍維徳が任じられた人事について言及していなかったが、国民党の内部文献「罌粟遍地的陝北」の「九、所謂禁煙の真象」には、きちんと記述されていた。すなわち、「禁煙督察処の設立後、該処長の霍維徳(辺区財政庁副庁長)は自ら各分区に出かけて分処を設立し、同時に各地民衆にむけて広くケシ栽培を宣伝した。各分処からは隨時稽査隊(審査隊)が派遣され、納税の済んでいないアヘン販売人や煙民を捕縛した。彼らは罰款支払い後やっと放免された」⁽¹³⁾。

「禁烟督察処」設立後について、張三風のパンフは次のような痛烈な評価をしていた。「禁烟督察処の設立後、いわゆる『禁云々』というのはまったく上辺だけの文章になった。内々に金をかすめ取ろうとする手口になった。そこで、アヘン税は大幅に加重されたのである。すべての納税者は、禁烟督察処から許可証を發行してもらうことによって、公然とアヘンを運搬したり販売したり吸食したりすることができるようになった。『徴税』をしたのであって『禁烟』ではなかったのであり、『新手の模様で昔からの陰謀をめぐらした』に過ぎなかった。これでは、目の利く人は騙されない」⁽¹⁴⁾。

第2節 陝甘寧辺区「禁烟禁毒条例」の制定とその内容

張三風のパンフでは、1942年3月2日に採択されたとされる「禁烟禁毒条例」の要旨を次のように説明していた。

「(1) 戒食期限、30歳以下の者は3か月以内にアヘン吸食を止める。40歳以下の者は6か月以内、50歳以下の者は9か月以内、60歳以下の者は1年以内、60歳以上の者は2年以内に止める。(2) アヘンの栽培及び販売者は、1年以上3年以下の有期徒刑に処し、3000元以内の罰金を科す。(3) アヘンを收藏する者は、6か月以下の懲役刑に処し、500元以内の罰金を科す。(4) アヘンを吸食する者は、1年以下の懲役刑に処し、500元以内の罰金を科す。(5) 公務員あるいは在職軍人がアヘンを販売・運送・吸食した場合は、懲罰を三分の一加重し、禁烟部門の人員では、懲罰を二分の一加重する」⁽¹⁵⁾。

しかし、中国大陸で出版された陝甘寧辺区関係基本文献集ともいべき『陝甘寧辺区政府文件選編』のどこにもこの「条例」正文は見当たらない。わずかに蔡鴻源主編『民国法規集成』第71冊に「陝甘寧辺区禁烟禁毒条例（草案）」が確認できるにすぎない。しかも、この史料には公布・施行時期についてのデータはない。全文24か条の「条例（草案）」である。今もって中華人民共和国では公開されていないようである。以下に、「条例（草案）」の要点を記す。

「(第一～二条、略) 第三条 本条例の称する烟毒とは以下のように分類される；(1) アヘン、(2) モルヒネ、(3) アセチルコデイン（「高根」）、(4) ヘロイン、(5) 各種烟毒を配合ないし化合した丸薬。

第四条 およそ以下の行為の一つは、禁烟禁毒条例に違反した犯罪と見なされる；(1) 烟毒を吸食あるいは注射する者、ただし治療のために政府が指定する医師により証明された者は、この例から除外される。(2) アヘン烟苗を栽培する者。(3) 烟毒を吸食あるいは注射する器具を製造する者。(4) 禁烟禁毒職務の執行に抵抗する者。(5) 他人による烟毒の吸食・注射および売買、販運を幫助あるいは庇護する者。(6) 烟毒を売買あるいは販運する者。(7) 烟毒の商店・機関を設立補佐する者。

第五条 およそ烟毒を吸食あるいは注射する者は、政府により公布登録された後に期間を限って戒絶する。特に以下のように規定する；(1) 30歳以下の者は、限期登録後3か月以内に戒絶する。(2) 40歳以下の者は、限期登録後6か月以内に戒絶する。(3) 60歳以下の者は、限期登録後1年以内に戒絶する。(4) 60歳以上の者は、限期登録後2年以内に戒絶する。老齢・体力減退のために政府が指定する医師により証明された者は、この例から除外される。

第六条 (中略) 第四条第1款の犯罪に違反した場合は、半年以下の懲役あるいは6か月の苦役（獄外の労役）に処し、100元以下の罰金を科す。かつ第五条の規定に照らして限期戒絶する。

第七条 第四条第2款の犯罪に違反した場合は、1年以下の懲役あるいは苦役に処し、200元以下の罰金を科す。

第八条 第四条第4款第5款の犯罪に違反した場合は、1年以上3年以下の有期徒刑に処し、200元以上500元以下の罰金を科す。

第九条 第四条第6款の犯罪に違反した場合は、売買および販運された烟毒の価値におうじて、以下のように刑罰を定める：(1) 烟毒価値が10元以内の者は、1か月以下の苦役に罰し、かつ10元以下の罰金を科す。(2) 烟毒価値が10元以上の者は、6か月以下の苦役に罰し、かつ100元以下の罰金を科す。(3) 烟毒価値が50元以上100元以下の者は、1年以下の有期徒刑に処し、かつ200元以下の罰金を科す。(4) 烟毒価値が100元以上300元以下の者は、1年以上3年以下の有期徒刑に処し、かつ500元以下の罰金を科す。(5) 烟毒価値が300元以上500元以下の者は、3年以上5年以下の有期徒刑に処し、かつ1000元以下の罰金を科す。(6) 烟毒価値が500元以上の者は、死刑に処し、かつその家産を没収する。

第十条 第四条第7款の犯罪に違反した場合は、その罪状を考慮して、1年以上の有期徒刑ないし死刑に処し、かつその全財産を没収する。

(第十一～十六条、中略)

第十七条 およそ医薬のために必要とされる烟毒を辺区政府に申請して批准された場合は、本条例の制限を受けない。

第十八条 およそ調査押収された烟毒およびその器具は一律没収され、医薬用に提供される場合以外は、すべて廃棄される。

第十九条 およそ政府の禁烟禁毒政策の執行に協力し、烟毒者を偵察・告発・捕縛協力した者は、政府から奨励を受ける。

第二十条 辺区各県に戒烟所を設立する。その組織規程は別途定める。

第二十一条 戒烟所が戒烟薬丸を製造しこれを発給する。

(第二十二～二十三条、中略)

第二十四条 本条例は辺区参議会の採択の後、辺区政府により公布施行される⁽¹⁶⁾。

ところで、「民国30(1941)年11月、12月份、民国31(1942)年1、2、3月份政務會議統計表」によれば、「禁烟条例」は1942年1月5日の第6次政務會議で決議されていた⁽¹⁷⁾。そして、前引のように、「禁烟、禁毒条例」は1942年3月2日の第13次政務會議でも決議されていた。つまり、この条例は政務會議において2回決議されていた。それゆえに、筆者は「条例(草案)」は初めの第6次會議の史料ではないか、と推定する。

いま、「烟民の吸食期限」について条例(草案)と張三風パンフとを比較してみる。

	条例(草案)	張三風
40歳以下の者	登記後6か月以内	6か月以内
50歳以下の者	なし	9か月以内
60歳以下の者	登記後1年以内	1年以内

以上のように、草案には「50歳以下の者」の規定はなかったが、そのかわりに「60歳以上の者」の後に、「老齡・体力減退のために政府が指定する医師により証明された者は、この例から除外さ

れる」という附記があった。張三風パンフの規定が細かいところから、後に制定された正規の条例を引いていたと考えるが、「禁烟、禁毒条例」は中国の档案史料としては公開されていない。

その後、「烟民の吸食期限をめぐる一般規定」「烟民登録」「戒烟所・戒烟薬品」については、1943年9月11日の辺区政府「關於禁止吸食鴉片烟給專員公署・県（市）政府的指示信」に要点が示されていた。以下にそれらの部分を紹介する。

「烟民の吸食期限をめぐる一般規定」…「一般規定では、30歳以下は3か月以内に戒絶する。40歳以下は5か月以内に戒絶する。60歳以下は10か月以内に戒絶する。老齢で病気がある場合は、延長を酌量してよい」。

「烟民登録」…「登録時には、烟民を探し出し、当面は戒絶日時と戒絶方法について説明する。郷（市）政府は随時自ら検査を実施するか、行政村主任・自然村長（市では関あるいは坊の主任）に検査を委託しなければならない。登録後は、成り行き任せの業務を行ってはならない」。

「戒烟所・戒烟薬品」…「烟民の登録後は、各地の政府及び各地の衛生期間は、烟民にたいして戒烟薬丸を病状におうじて発給し、期日内に戒断するよう支援しなければならない。必要な時には、戒烟所を設立し、烟民を一か所に集めて禁煙戒絶をしてよい。貧者からは費用を免除してよい。戒烟薬品は特許をえた各地衛生機関及び保健薬社は製造できるが、私人は製造および販売をしてはならない」⁽¹⁸⁾。

この史料の「烟民の吸食期限」は、条例（草案）の40歳以下、60歳以下の「烟民」にたいする要求よりも厳しい。1943年9月の時点では、「禁烟条例」は改訂されていたと推定されるが、経過は不詳である。前引の「条例（草案）」の第17条によれば、「辺区政府の批准をへて医薬用の烟毒を吸食する者」の場合は条例の示す処罰条項を免れていた。

また、「戒烟所・戒烟薬品」については、「条例（草案）」の第20条に「辺区各県に戒烟所を設立する。その組織規程は別途定める」、第21条に「戒烟所が戒烟薬丸を製造しこれを発給する」と記されていた⁽¹⁹⁾。つまり、「戒烟薬丸」は「戒烟所」で製造配布され、「戒烟所」の組織規程は別途制定されることになっていた。それゆえ「戒烟所組織規程」を確認できれば、「戒烟薬丸」という名の政府専売アヘンの実態（供給量や価格の変動など）が明らかになるはずなのに、関連資料は今もって公表されていない。延安に住んでいたコミンテルン派遣員のウラジミロフの日記が断片的に伝えるにすぎない。「いたる所で麻薬の密売が行われている。有名な八路軍第120師団の後方本部で、彼らは原料精製工場をこしらえ、アヘンを製品化して市場に出している」⁽²⁰⁾。

第3節 陝甘寧辺区「禁烟督察処組織規程」の改訂

1941年12月23日の「第四次政務会議」で採択された「禁烟督察処組織規程」と「査獲鴉片毒品暫行辦法」は、その後1942年9月16日に改訂版が公布された⁽²¹⁾。この時には、新たに「禁烟督察隊服務規則」も1942年9月16日に制定公布された⁽²²⁾。さらに1943年5月30日には、「禁烟督察処組織規程」と「査獲鴉片毒品暫行辦法」の再改訂版が批准公布された⁽²³⁾。

3種の「禁烟督察処組織規程」を比較すると、細かな変更ないし改訂がある。

項目	1941. 12 規程	1942. 9 規程	1943. 5 規程
全文	9 か条	11 か条	8 か条
督察処	第 2 ～ 4 条	第 2 ～ 4 条	第 2 ～ 3 条
督察分処	第 5 ～ 6 条	第 5 ～ 7 条	第 4 ～ 6 条
督察隊	第 4 条 (4)	第 3 条 (4)	なし
烟民登記・烟民証	第 4 条 (3)	第 4 条 (3)	なし

比較的大きな改訂点は「烟民登記・烟民証」の部分である。すなわち、1941.12 規程と 1942.9 規程では、「第二科は〔督察〕 処長の命令を奉じて、以下の事項を管掌する；烟民の調査・登録と烟民証の発給にかんすること、烟民戒毒の督励と中毒症状の調査にかんすること」とあった。しかし、1943.5 規程には関連条項がまったくなかった。1943.5 規程で、督察処第 2 股の管掌事項として、「1. 毒品の調査押収。2. 毒品案犯の看守と護送」と定められていた部分は、1941.12 規程と 1942.9 規程では「督察隊」の管掌事項として定められていた。もともと中毒患者は「烟民」という名称である種の合法的地位を与えられていた。これが、1943.5 規程では「毒品案犯」＝麻薬事件の犯罪者の一種と位置付けられ、厳しい管理下に置かれるようになったのではないかと、思う。

なお、「督察隊」は「烟毒」の摘発権限を与えられていたが、1942 年 9 月 16 日に公布された「禁烟督察隊服務規則」では、従前の「服務規則」に重要な変更点が 2 点加えられていた。第 1 点は、「辺区政府の検査を免除する特許文件があれば、検査を免除することを得る。境界を通過する友軍にたいしても本款の規定を適用することを得る」だった。つまり、辺区政府の特別許可があれば、督察隊による検査を免除されたこと、「友軍」＝国民政府軍の場合も検査免除であったことだった。ここで「友軍」が検査免除だということは、政府の特別許可を得ることが容易だった「八路军」はもちろん同様にフリーパスだったと理解してよい。第 2 点は、人民の住宅・商店が告発された場合、あるいは「烟毒」を販売・吸食した疑いのあると認識された人の場合、「地方行政責任者の立ち会いを得て」（原文：「得偕同地方行政负责人员」）随時立ち入り検査できるという規定だった。これは、すなわち地方行政の責任者が立ち会うのでなければ、立ち入り検査は不可だという含意だった⁽²⁴⁾。以上に 1942 年 9 月の検査免除規定がもつ問題点について述べた。

じつは、ケシの栽培、アヘンの買い付けや輸送については、辺区内各地の八路军部隊が重要な役割を果たしていたのではないかと、思う。以下の張三風の叙述を見てほしい。

「辺区のアヘンは、運輸・販売にしても栽培にしても、中共の軍政勢力が推進に努力している。たとえば、モンゴル族の域内におけるケシ栽培では、辺区から八路军警備団が派遣されて絶えず耕作者を保護している。隴東分区の合水県に駐屯する中共部隊は、去年の冬から全員が（ケシの）耕作に参加している。同「分区」各県の駐屯軍は、1 中隊ごとに 1 個の軍民合作社を付設してアヘンの専売をしている。同「分区」専員の王某は去年冬の 12 月 12 日に延安から慶陽に帰ったが、その時に生アヘン（烟土）2300 余両を持って来て、公然と商人の任某・賈某・張某らに販売を委託した。新任の「辺区」政府副主席李某と教育庁副庁長の賀某とは、3 月 15 日に家族をつれて米脂県から

延安市にやって来たが、その際に生アヘン 5000 余両とケシの種子 5 斗を持ってきた」⁽²⁵⁾。

以上の叙述からは、ケシ栽培農民→軍民合作社（アヘンの買い付け、輸送）→戒煙督察処（精製、戒煙薬丸の煙民への販売など）というルートの存在が浮かんでくる。駐屯軍によるケシ栽培農民への抑圧例については、後述する。

上記引用文中の隴東分区専員の王某は王維舟、辺区政府副主席の李某は李鼎銘、辺区政府教育庁副庁長の賀某は賀連城である。どうやら王維舟の場合は、本人が延安から慶陽にアヘンを持ち帰って商人に売却したようであり、李鼎銘と賀連城の場合は、「携眷」つまり同伴家族（おそらく夫人）がアヘンやケシを米脂県から延安にひそかに持ち込んだようである。

第 4 節 陝甘寧辺区におけるアヘンの移入・移出

まず、陝甘寧辺区の法令類から、辺区がアヘンの移入・移出をどのように管理していたか、を見てみる。同辺区の「抗戦時期査獲違禁物品獎懲規則」（1940 年 1 月 27 日）によれば、アヘン・モルヒネ・ヘロイン・「白料面」・「紅丸」などのアヘン類は「違禁物品」と定義されていた。他に、黄金・銀、武器・爆薬と日本軍占領地区からの密輸品（中国語では「仇貨」）も「違禁物品」の一種と規定されていたが、なんとといってもアヘン類は「違禁物品」の代表だった⁽²⁶⁾。このアヘン類の移入にたいする初期の法令が「陝甘寧辺区貨物税暫行条例」（1940 年 5 月 30 日公布）だった。その第 7 条には、「およそ入境を禁止された仇貨と毒品（麻薬を指す）は、調査押収したならば没収しなければならない。課税をもって代替することを得ず」とあり、第 17 条には、「貨物のなかに違禁物品が密かに隠されていたところを摘発した場合には、違禁物品とともに貨物を没収することを得る」とあった⁽²⁷⁾。こののち辺区参議会常駐議会の採択をへて、1941 年 1 月 1 日に「陝甘寧辺区貨物税暫行条例（草案）」が公布された。この「条例（草案）」の第 17 条は前引「条例」とほぼ同文だったが、第 6 条には若干の変更があった。すなわち、「辺区への入境を禁止された仇貨あるいは毒品および出境を禁止された産品を密かに運販する場合、調査押収したならば、没収しなければならない」⁽²⁸⁾とあり、出境禁止貨物も対象に加えられたのである。その後、1942 年 10 月 1 日、「陝甘寧辺区貨物税修正暫行条例」が公布された。毒品については、第 13 条において次のように定められた。「およそ辺区政府をつうじて禁止を命じられた貨物・毒品および利敵用品については、一律政府命令にもとづいて勾留あるいは没収し、納税によって通過を許可することを得ず」⁽²⁹⁾。つまり、以後税金を納付してアヘンを移出ないし移入するという方法は明確に禁じられることになった。これは、従来納税すれば流通が可能だったということを示唆する条項である。この後、1944 年 7 月 1 日に公布された「修正陝甘寧辺区貨物税暫行条例」では、さらに重要な改善点が加えられた。すなわち、第 11 条「およそ調査押収された違禁毒品および利敵用品については、一律当地の政権（区政府級以上）が没収し、納税によって通過を許可することを得ず。禁止貨物については、税務局はその出入境を拒絶しなければならない、没収してはならない。密輸の意思をもつ者については、これを当地の政府に送り処理する」、第 21 条「各地の駐屯軍および地方武装組織が違禁物品を

調査押収した場合は、一律当地の政府（区政府級以上）に送り処理を仰がなければならない⁽³⁰⁾。最後に引いた1944年7月1日の「暫行条例」において、やっと各地の税務機関や八路軍正規部隊や地方武装組織がアヘンを勝手に没収処理することが否認された。換言すれば、これまでは税務所が税金を徴収して通行を許可していた。また軍隊は特権を利用してアヘンを移出入していた。これが、分区級以上の政府財政部門（財政庁は禁煙督察処と表裏一体の機構）にアヘン処理の権限が集中されることになったのである。

では、陝甘寧辺区内におけるアヘン流入の実態はどうだったのか。じつは、抗戦初期には、日本軍占領地区から陝甘寧辺区にかなりのアヘンが密輸入されていた。1941年10月23日付けの「国民革命軍第十八集團軍総司令部・陝甘寧辺区政府 關於禁烟的布告」は、それを以下のように説明していた。

「日寇が華北で麻薬の汚染（毒化）を欲しいままにして以来、少数の利益を貪ろうとする徒は、平気で禁政を犯し、生アヘン（烟土）をひそかに持ち込んで販売している。彼らは辺区の域内に意のままに逗留している。当初は友区と辺区とが隣接する都市で生アヘンの発見が報告されていた。最近はこの事情が益々ひどくなり、延安市においても生アヘン流入の足跡を見る⁽³¹⁾。

この「布告」では、「少数の利益を貪ろうとする徒」がアヘンを「ひそかに持ち込んで販売している」と述べている。しかし、なぜに辺区首都の「延安市にも生アヘン流入の足跡を見る」のか、よく分からない。

これに対して、抗戦初期から1941年10月ごろまでの輸入をめぐる張三風の描写は、上に引いた「布告」の背景を次のように生々しく説明していた。

「抗戦が始まった時、「辺区」のアヘンは、その大部分が山西・綏遠などの省の敵占領区から「収奪」する方法で持ち込むか、あるいはアヘン商人に化けて大量に購入したものだ。購入された生アヘン（烟土）は、一律第十八集團軍〔八路軍〕が部隊を派遣して護送し、延安の「光華商店」や各地の合作社に引き渡して販売させた。生アヘンの販売にあたっては、法幣のみを受け取り、敵国貨幣（偽幣）や光華券（「辺区」紙幣）は受け取らなかった。これは、法幣の流通禁止政策と矛盾するものだったが、法幣だけが敵占領区でアヘンの購入が可能だったからである。当時のアヘン販売価格は、1両当り十二三元から十五六元だった。毎月の輸送量は価格にして五六十万元になった。中共のアヘン政策は、[民国]29年[1940年]からは敵占領区から持ち込むだけでなく、新たな「転換」を始めた。それはつまり、寧夏の塩池や隴東一帯でアヘンの播種に着手したことである。この当時はまだ移入が中心だったが、移入量はまもなく急激に増えた。たとえば、関中分区では去年[1941年]12月ごろ延安から一度に駄運で85駄分の生アヘンが運ばれた。1駄を重量150斤とすると、1万2750斤、つまり20万4006両となり、1両当りの値段は最小でも150元になった。関中分区に運んでから、分区專署所在地の馬欄鎮で3駄分を留保し、残りを新正・新宁・淳县・赤北4县に運んで販売した。もしも「辺区」全域で販売されるアヘンの数量を合計するならば、この数倍になるだろう。毎年アヘンの購入のために敵占領区に流入する資金（法幣）については計測の仕様がな。以上の点より、なぜ「辺区」では法幣の流通を禁止しており、法幣を所持する者は必

ず光華券に兌換して使用しなければならないか、が明らかであろう。つまり「辺区」で法幣を集めたのは、敵占領区においてアヘンの購入をするためだったのである。アヘンの輸送販売をする商人にたいしては、中共は単に精神面で「奮闘を慰労する」だけではなくて、実際にも周到な保護を与えていた。一つ例を挙げると、去年の10月ごろ、中共は綏徳・米脂などの地の奸商を武装「保護」して山西省西部に買い付けに行かせた。その際に、アヘン100両当り輸送保護費600元を負担した。また、「辺区政府」の規定により、1両当り8元の印花（通関貨物検査証）を添付させ、公売可能にした⁽³²⁾。

以上に紹介した張三風の叙述によれば、軍隊は日本軍占領区から買い付けたアヘンを域内で売却したり、域内の一部で農民にアヘン栽培を強いたりしていた。「光華商店」は軍の設立した公営商業機関だったし、「武装『保護』」は、軍隊がアヘン商人をガードしたという意味だった。また、政府税務部門に「印花税」を払えば域内で販売できたのである。

抗戦前期におけるこうした大量密輸入の背景には、大量のアヘン需要があった、と推測される。延安市の西方に位置する小県である華池県の「県参議会總結」（1941年10月4日）では、「過去には吸煙人数は三分の二を占めた。今では個々の煙民や与太者以外には完全な禁絶が行われたと言ってよい」と報告されていた⁽³³⁾。これは、一地域の事例に過ぎないが、辺区全域でも抗戦当初は烟民（アヘン中毒者）が大量にいた、と推定する。

ところで、以下の史料における〈貨物〉はどのように理解したらよいのだろうか。八路軍359旅は、抗戦初期には山西省西北部に駐在し、「359旅軍民合作社」を組織して商業活動をしていた。毛沢東の名前で公表された歴史的文献『経済問題与財政問題』から、1939年9月以降の359旅団のきわめて興味深い活動経過を紹介する。

山西省から退却した「当時、部隊には金がなかった。5400元の経費の赤字を計上していたが、4000元に相当する〈貨物〉をロバ5頭に載せて部隊とともに西行した。10月に綏徳県五里湾に着き、そこでこの4000元の〈貨物〉を開いて営業した。辺区では、〈貨物〉の値段が高かったので、2万円で売れた。…1940年1月、合作社は綏徳県南関に移動して営業を始めた。…『軍民合作社』の名前は適当でないと考えて『大光商店』に改称した。これは営利を趣旨とする改称だった。この1年間に一部の商人や友人たちと交流して、現金で〈貨物〉を買い付けたり、暫時掛けで売り買いしたりした。文具や衣料などを買い、高値で売って儲けた。1年後の利益は19万1700元、これから部隊の経費10万1700元を引いて、1941年の生産基金は9万円となった。1941年には部隊の緊迫した需要を解決するために、農業・工業・運輸業を中心にしながら商業を拡大することを決めた。1941年1月から1年間のあいだに10か所の分店を開き、商店の資金として200万元を得た。1942年は春夏秋3季のあいだ本店と10か所の分店の営業から472万0080元の営業利益を得た⁽³⁴⁾。

この事例紹介の後に20項目の「経験教訓」が列挙されているが、それらのなかにまことに興味深い項目があった。「友人作りの重要性。もしも我々が涇源の商人と良好な関係がなかったら、〈貨物〉を購入することはできなかつただろう」、「〈土産〉を販売して外部の貨物を抑制した」、「当地の経験のある、かつ辺区の外で活動できる商人と連絡し、営業した」、「外部の商人と常に往来し、

彼我の政策と態度の違いを了解させて、誤解を減らし、友人となった」、「〈貨物〉の出所は、1941年では大部分が山西省西北部から購入したものだった。後には敵軍の「掃蕩」が始まり、経済封鎖が起り、物価が騰貴し、わが軍の資金が困難になったので、〈貨物〉の買い付けはできなくなった。我々は「敵の貨物を抑制し、〈土貨〉の販売を広げよう」というスローガンの下で、自分たちの生産した衣料を販売した。…また大光商店の石鹼を大量に販売した」⁽³⁵⁾。以上に紹介した商業活動における〈貨物〉〈土産〉〈土貨〉の内容を特定できる材料はない(陳永發の研究は石鹼をアヘンと解釈していたことを付記しておく)。1941年以降「大光商店」は巨額の営業利益を得たが、その内容は不明瞭で、「大光商店」の本店・分店における商業活動についての説明も不十分である。筆者には張三風の叙述と、ここに紹介した359旅団の交易活動との描写は、同一の現象の異なる角度からの説明に思えてならない。

張三風によれば、1941年晩冬以降、辺区ではアヘンの「大量移入」から「自給自足」に転じたという。すなわち、

「大量のアヘンを購入するには大量の法幣を必要としたが、このことは大いなる頭痛の種だった。そこで中共が考えた賢明な政策は、アヘンを敵占領区から導入する方法を毅然として変更し、「辺区」域内で生産することだった。アヘン栽培をめぐる「辺区」政府の全体計画は次のようなものだった。つまり、去年の冬から各県にアヘンを専門に栽培するための地区を画定した。これまでの確実な調査によれば、「隴東分区」の合水県の平定川・東華池・葫芦河・県北川・二家川、「関中分区」の淳耀県の柳林・照金、「綏徳分区」の呉堡・葭県の2県、「三辺分区」の定辺県の張家畔、および綏遠省の烏蘭察布(ウランチャップ)旗と鄂爾多斯(オールドス)旗の辺境一帯が、いずれも主要なケシ栽培地区になった。「辺区」政府直属の陝西省北部各県では例外なくケシが栽培されている。延安県に属する臨鎮川について言えば、すでに去年栽培が始まった。去年冬に救国公糧の徴収が始まった時には、ケシ栽培農民にたいしてはケシ1斗を穀物2斗に換算して徴収することが許された」⁽³⁶⁾。

同時期(1942年)に作成された国民党の内部文献「罌粟遍地的陝北」の「五、煙区的面積」には「各県主要煙区調査」という表がある。直属県・綏徳分区・関中分区・三辺分区・隴東分區別にケシ栽培拠点を示されていたが、「隴東分区」合水県では平定川・東華川・東部・鰻川、「関中分区」淳耀県では柳林・照金・廟湾、「綏徳分区」呉堡県では宗長川、葭県では黒水坑、「三辺分区」定辺県では東山溝・紅寺川・羊虎台、が記載されていた⁽³⁷⁾。記載内容には違いがあったので、執筆者は異なると考えられる。

以上のように、張三風の分析では辺区はアヘンの「大量輸入」から「自給自足」に転じていたが、他方で辺区内では「烟民」を減らしながら、アヘンを辺区の特産物として外部、具体的には日本軍占領地に精力的に密輸出した。

アヘンは抗日根拠地では「特産」と称されたが、以下にその陝甘寧辺区におけるアヘン輸出による収入を示す「特産貿易収入」の統計を紹介する(第1表)。黄正林によれば、「特産貿易の収入は辺区の重要財源の一種だった。それによって、辺区財政の26%から40%を解決することができた。特産貿易は1942年に始められた」⁽³⁸⁾。つまり、自給生産したアヘンを積極的に密輸出することで、

陝甘寧辺区は財政赤字を補填していたのである。

第1表 「特産貿易収入」

年代	収入	備考
1942年	139,623,000 元 (辺幣)	歳入の 40% を占めた
1943年	65,347,927 元 (券幣)	歳入の 40.82% を占めた
1944年	135,388,778 元 (券幣)	財政支出の 26.63% を解決
1945年	757,995,348 元 (券幣)	財政支出の 40.07% を解決

出所：「辺区特産貿易収入統計」、『史料摘编・財政』第6編、426～427頁。ただし、黄正林『陝甘寧辺区郷村的経済与社会』人民出版社、2006年、207頁からの再引。

「特産輸出」については、陳廷煊がつぎのような考察をしている。第1は、「特産」の輸出総額の推移である。「歴年の特産の輸出総額（晋綏辺区からの輸入特産にたいする支払金も含む）は以下の通り：

1943年	207,164 元 (辺幣)
1944年	22,421,065,704 元 (辺幣)
1945年	3,991,368,484 元 (券幣) ⁽³⁹⁾ 。

第2は、「特産」輸出額の大きさである。すなわち、「特産輸出を1943年についてみると、一部は陝北で生産されたものだったが、晋綏からの輸入もあった。輸入額から晋綏の特産にたいする支払いを差し引いた額が、陝北からの特産の輸出だった。晋綏への特産の支払い数値については、戦争のためにきちんとした計算は不可能だった。概算を説明するためには、陝北財政の借入金を支払い、特産輸出総額のなかの陝北の輸出部分を明らかにしなければならなかった。しかし、この計算方法はきわめて非科学的なものであり、数字もまたきわめて不正確だった。それでも無いよりはましだった。1943年の陝北の入超額は36億0587万6151元だった。輸出から特産支払いを加えた財政借款11億5620万7432元を差し引くと、入超額は24億4966万8723元だった。1944年の輸出では、特産輸出によって財政の一時的借款67億5033万2448元を支払った。ここから入超額48億2810万8639元を差し引いて、出超は19億2223万3809元となった。1945年の輸出では、特産輸出によって財政の一時的借款9億8920万4424元を支払った。ここから入超額8億4758万9707元を差し引いて、出超は1億4167万4717元となった⁽⁴⁰⁾。

以上に、黄正林の著作から「辺区特産貿易収入額（1942～45）」を、陳廷煊の著作から「辺区特産輸出総額（1943～45）」を引いた。2種の数値には大きな乖離があったが、いまのところ筆者はこれをうまく説明できない。黄正林では1944年から45年にかけて急増し、陳廷煊では急減した。陳の統計数値は黄の統計数値よりも格段に大きかった。陳廷煊の説明はかなり迷走しているが、陝甘寧辺区の特産（アヘン）輸出額には晋綏辺区で産出されるアヘンも含まれていたようである。黄正林も陳廷煊も「輸出」対象を書いていなかったが、これは日本占領地区だったと考えられる。陳の統計では、陝甘寧だけでなく晋綏のアヘンも合算されていた、と思われる。辺区内では烟民を厳

重に管理して吸食を抑制しながら、アヘンを禁煙督察処に集めた。その後、アヘンは軍隊を通じて密輸出され、その収益は辺区財政部門に納入された。上記の統計はそうした流れを示唆するデータである。

第5節 陝甘寧辺区におけるケシの生産管理

辺区は、ケシの生産管理にかんしてどのような方針を取っていたのか。1943年1月17日に発せられた「陝甘寧辺区政府關於查禁鴉片烟苗的命令」には、「なおもアヘン烟苗を私的に栽培する人がいるならば、調査をつうじて法に基づいて厳罰にし、農業支援はしないとす」と書かれていた。この「命令」には、「辺区政府快郵代電(密)」と題する密電も付けられていた。そこにはまた、「調査によれば、各県の僻遠の地にはなおも多くのアヘン烟苗を隠れて栽培する人がいる。願わくはただちにきちんと検査をし、アヘン栽培地を徹底的に廃棄し良田に変えるよう厳命する」という指示もあった⁽⁴¹⁾。

こののち、1943年3月12日付けで「辺区政府命令——再申禁種鴉片烟苗」と題する命令がふたたび出された。これは、「特に前令を申し立て、各專署・各県市政府にはそれぞれ職責・所属を果たし、検査をまじめに実施し、禁止を厳密に行うことを希望する。もしも烟苗を見つけたならば、栽培者にはそれを廃棄し、農産を改良することをただちに命じなければならない」と主張していた。3月12日「命令」は、各地の地方政府のルーズなケシ栽培管理(具体的にはケシ栽培の容認)に警告を発するという文書だった。「上に政策あれば下に対策あり」というアヘン管理の現実が垣間見えてくる文書だった。もっとも、うがった角度から1月17日の禁止「命令」を読むならば、「アヘン烟苗を私的に栽培する者」は厳罰といっても、「穀物生産への農田改良の支援が受けられないだけ」とも読める。他方で政府が公認した「アヘン烟苗者」は処罰から除外されていた、と読むことも可能である。

所轄の地方政府のアヘン管理への対応をめぐる陝甘寧辺区の史料が、中国の档案史料にまったく出てこないのが、まことに残念である。

しかし、たとえば陝甘寧辺区がケシの種子を輸入していた「晋西北区」政府(1940年1月15日、山西省興県に設立)の場合、1941年3～8月の「烟苗罰款」の徴収をめぐる、次のような説明を確認することができる。

「敵占領区の民衆は、敵の威嚇や利益誘導の下でケシの栽培をしている。そこで、徹底的にケシ畑を破壊するという方法を採用するならば、民衆の反感を招くことになる。1941年5月8日の決定において、わが政府が優勢を占める地区ではケシの栽培を絶対的に禁止するも、敵占領区や敵とわが政府が争奪している地区においては、ケシを破壊するという方法は取らないことにした。ケシの栽培は敵による毒化政策を行うための具体的実施であることを政治的に宣伝しながら、罰款という名義で「鴉片烟捐」(アヘン税)の徴収を実行するというものである。徴収原則は、産量の多少に基づいて徴収額を確定する。しかし、「烟捐」金額は多すぎではならない。多すぎると栽培者が逃亡

する恐れがあるからである。実施においては、文水県の報告に基づいて、以下のような段取りを取る。(1) 調査。(2) ケシ畑の一部を破壊する。これは「先に破壊して後に相手を引き寄せる」「罰金をほめかして破壊する」という方法である。(3) ケシ畑を破壊しないで罰金を徴収するというふうに改めることも可能であると説明し、かつこれは「禁止をほめかして罰金を取る」という方法であると説明する。(4) 図表に記入をさせて、ケシ畑の登記を行わせる。(5) 一部のケシ畑を選んで実地に測量し、改めて登記をする。(6) 三期に分けて罰款を徴収し、かつ収集隊を組織して武装して刈入れをする⁽⁴²⁾。つまり、山西省西北部では、日本軍占領区だけでなく、広範に存在した遊撃区においても、「アヘン税」を支払うことによってアヘン栽培が事実上認められていたのである。

陝甘寧辺区においても、これと同様の趣旨の「烟苗罰款」方針があったと考えられるが、遺憾ながら史料は見つかっていない。さきに張三風の叙述を引用したさいに、延安県の臨鎮川では、1941年冬の救国公糧徴収時に「ケシ栽培農民にたいしてはケシ1斗を穀物2斗に換算して徴収することが許された」という記述を紹介したが、辺区政府側の内部文書にこうしたケースが確認できたら、さらに踏み込んだ考察が可能ではないか、と思う。

第6節 ケシ生産をめぐる軍隊・政府・民衆の関係

ケシ生産をめぐる辺区の軍隊と民衆との関係について考えてみる。張三風のパンフによれば、1942年の「春耕運動」時に辺区の駐屯軍は、各地で農民にケシ栽培を「強迫」ないし「督導」していた。たとえば、

「(1)「辺区」保衛第四団(聯隊)の楊文謀部隊は、3月中旬に綏徳県周家嶮から延川県に移動し、農民にケシの耕作を強迫した。現在2000余畝を播種している。(2)新正県「保安大隊長」何相賢は、近々部隊を同県の李家川・趙家川・趙家洞等の村に派遣し、民衆を督導してケシを栽培せしめている。(3)定辺県に駐屯する中共の騎兵連(中隊)は同県紅寺川・羊虎台等地でケシの栽培を強迫している。(4)靖辺県の共産軍の某連(中隊)連長の劉崇雄は部隊を率い同県の紅洛嶮・巴爾灣等の村で民衆にケシの栽培を強迫している」⁽⁴³⁾。

この記述を中華人民共和国の歴史史料から確認することはできないが、既述の国民党の内部文献「罌粟遍地的陝北」では8事例を確認することができる⁽⁴⁴⁾。それらのうちの4事例が対応する。

すなわち、張三風の(1)は「罌粟遍地的陝北」の(1)に、(2)は(5)に、(3)は(6)に、(4)は(7)に対応するという具合である。

二種の文献の関係をみると、張三風のパンフと「罌粟遍地的陝北」とは明らかに辺区の秘密情報を共有していた。あるいは、張三風は、8事例のうちの4事例を選択引用していたのではないか。

ケシの生産をめぐる辺区の「内部紛争」については、張三風は次のように分析していた。すなわち、

「(1) 軍隊と保安隊とが畑田を争い、対峙して衝突が発生している。(2) 軍隊と辺区政府財政庁

とが衝突している。(3) 民衆と中共とが衝突している。人民のケシ栽培所得が「辺区」政府とその代理人の手に納入されようとしている。(4) 中共の中下級幹部のなかには、アヘン政策の宣伝に十分には汚染されていない者もいる。ケシ栽培はやはり革命に違反していると考え、中共の考える理由にきわめて大きな不満を抱いている者もいる」⁽⁴⁵⁾。

他方で、「罌粟遍地的陝北」では、辺区の「内部の嚴重危機」として、以下の3点を指摘していた。「(1)軍政人員は互いに利を争い激烈な摩擦を生じている。…現在、アヘンの輸送や栽培をめぐる、幹部間の相互の摩擦は日に日に激化している。たとえば、蕭勁光と辺区財政庁とのあいだ、および王震と彼ら双方とのあいだには絶えざる衝突があり、それはますます激化している。この他に軍政機関は利益関係をめぐって常に係争を生んでいる。今年[1942年]は播種ののち、軍隊と保安隊は耕地をめぐるついに軍事的衝突を見た。(2)幹部の反感を招いている。中共がどのように宣伝しても、人の心のなかには公道がある。そこで、今回の播種ののち、多くの幹部の不満を招いている。特に、思想的に毒化の汚染が比較的浅い下級幹部の反感はいつそう深い。(3)民衆の中共にたいする憤懣が深まっている。…どのように綺麗事を述べ立てようとも、アヘンを栽培するならば、それは農民の食糧の収穫に直接影響しており、なおかつ代価を得ることもできない。この結果として農民の生活は過去よりも更に困難を増している」⁽⁴⁶⁾。以上の比較から、張三風の(1)(2)は「罌粟遍地的陝北」では(1)にまとめられており、(3)は後者の(3)に、(4)は後者の(2)に対応していたということが確認できる。

おわりに

張三風のパンフを分析することによって、中共をめぐるどのような問題点が明らかになったであろうか。

第1に、アヘン管理政策についていえば、抗日時代に中共政権が外向けに主張していたことと現実の政策との間には大きな距離があった。張三風の赤裸々な叙述によってそれが明らかになった、と考えてよい。

第2に、「中共とアヘン」という歴史の問題は中国ではいまもってタブーの歴史課題であるように考えられる。档案馆(公文書保管機関)は重要な文献史料をいまもって公表していない。本稿の課題についていえば、陝甘寧辺区の「禁烟、禁毒条例」や「戒烟所組織規程」などが公表されていない。各地におけるケシ栽培の実態を示す文献史料も公表が待たれる。

第3に、それでは当時の辺区政府関係の公開文献中になぜケシやアヘン関係の証言がほとんど現れないのか。この問題の原因を解釈するのは難しい。しかしすでに示唆したように、ケシ栽培からアヘン専売までの主要な過程は、ケシ栽培農民→駐屯軍による軍民合作社(アヘンの買い付け、輸送)→戒烟督察処(精製、戒烟薬丸の煙民への販売など)というルートだった。軍隊は洋の東西を問わず隠蔽体質の組織である。軍関係者が事実を洩らさなかったから、秘密の保持は容易だったのではないか。それが、アヘン関係史料がなかなか現れない理由ではないか、と判断する。

最後に、今回取り上げた張三風は1942年までしか分析していなかった。それ以降の陝甘寧辺区におけるアヘン政策の動向については今後の課題とする。

注

- (1) 中国国民党中央委員会党史委員会編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第五編 中共活動真相(三)』、1985年、252～265頁。
- (2) 張三風『中共の鴉片政策』統一出版社、1942年6月、15頁。
- (3) 「罌粟遍地の陝北」、260頁。
- (4) 張三風、15頁。
- (5) 「罌粟遍地の陝北」、260～261頁。
- (6) 張三風、16～17頁。
- (7) 『陝甘寧辺区政府文件選編』第5輯、305頁。
- (8) 同上書第6輯、265頁。
- (9) 同上書第5輯、301頁。
- (10) 同上書第5輯、44頁。
- (11) 同上書第5輯、45～47頁。
- (12) 同上書第5輯、303頁。
- (13) 『中共活動真相(三)』、263～264頁。
- (14) 張三風、17頁。
- (15) 張三風、17頁。
- (16) 蔡鴻源主編『民国法規集成』第71冊、黄山書社、1999年、351～353頁。
- (17) 『陝甘寧辺区政府文件選編』第5輯、304頁。
- (18) 同上書第7輯、307～308頁。
- (19) 蔡鴻源前掲書、第71冊、352～353頁。
- (20) ピョートル・ウラジミロフ(高橋正訳)『延安日記』上冊、サイマル出版会、1975年、86～87頁。
- (21) 『陝甘寧辺区政府文件選編』第6輯、340～345頁。
- (22) 同上書第6輯、345～346頁。
- (23) 同上書第7輯、242～246頁。
- (24) 同上書第6輯、339頁、345頁。
- (25) 張三風、16頁。
- (26) 『陝甘寧辺区政府文件選編』第2輯、36～37頁。
- (27) 同上書第2輯、260～261頁。
- (28) 同上書第3輯、6～7頁。
- (29) 同上書第6輯、356頁。
- (30) 同上書第8輯、237～238頁。
- (31) 同上書第4輯、243頁。
- (32) 張三風、13～14頁。原文:「在抗战开始的时候,「边区」的鸦片,大部分是由晋、绥等省敌人侵占区内用「抢收」的方法输入的,或是化装商人大量收买而来的。贩来的烟土,一律由十八集团军派队押运,交延安「光华商店」和各地合作社销售。在出售烟土时,只要法币,不收伪币和光华券(「边区」的钞票),但还并非和它禁用法币的政策相矛盾,而是因为只有法币才可以从敌占区内收买鸦片的缘故,当时售烟的价格为每两十二三元至十五六元。每月运五六十万元。「边区」的烟土,约共自[民国]二十九年,除自敌区输入外,中共的鸦片政策,已开始新的「转变」、就是动手在宁夏的盐池和陇东一带,从事播种。但这时期还是以输入为主。不过,输入的数量,却增加到惊人的程度。例如伪关分分区去年十二月间由延安贩运的烟土一次即达八十五驮,按每驮一百五十斤计算,便是一万二千七百五十斤,20万4006两,每两的价格,是最少一百五十元。运到后,除于伪专署所在地马关镇留三驮外,其余部分运到新正新宁淳县赤北四县倾销。倘若合计「边区」全境运销的鸦片数值,当然数倍于此,而每年因贩运鸦片流入敌区的资金(法币)更难以计数,于此,我们明白了,为什么「边区」禁止法币流通,持有法币者必须兑换光华券使用,说穿了的就是因为「边区」要集中法币到敌战区去收买鸦片烟土啊。对于运销鸦片的商人,中共不但是在精神上「慰勉有加」,在实际上亦保护周到。举一个例子,去年十月间,中共曾以武装「保护」绥(德)米(脂)等地奸商,去往晋西收买贩运。每百两出保运费六百元,「边区政府」规定每两贴印花八元,即可公买」。
- (33) 『陝甘寧辺区政府文件選編』第4輯、328頁。
- (34) 毛沢東『經濟問題与財政問題』東北書店、1949年、109～110頁。
- (35) 毛沢東同上書、110～112頁。

- (36) 張三風、14 ~ 15 頁。原文：「收买大量的鸦片，需要大量的法币却是大伤脑筋。因此在中共贤明的决策下，「边区」对于鸦片，便毅然改变由敌区输入的办法，而在「边区」境内自行生产了。「边区」政府关于种烟，有它整个的计划，自去年冬天起，就在各县划定地区，专作种烟之用。据已有的确实调查，「陇东分区」(之)合水县之平定川，东华池，葫芦河，县北川，二家川，「关中分区」(之)淳耀县之柳林，照金，「绥德分区卓嘎吴堡，葭两县，「三边分区」定边县之张家畔，以及乌旗与鄂旗边境一带，都成为主要的种烟区。至于：「边区」政府直属的陕北各县更毫无例外的遍种罌粟、以延安县属之临镇川而言，早在去年即已种烟，去冬征收救国公粮时，种烟农民就被准许以罌粟一斗折粮二斗的」。
- (37) 『中共活動真相 (三)』、258 頁。
- (38) 黄正林『陝甘寧边区鄉村的經濟与社会』人民出版社、2006 年、207 頁。
- (39) 陳廷煊『抗日根拠地經濟史』社会科学文献出版社、2007 年、437 頁。
- (40) 陳廷煊同上書、438 頁。
- (41) 『陝甘寧边区政府文件選編』第 7 輯、26 頁。
- (42) 中共晋西区党委员会編著『經濟建設材料彙集 (VI) 財政』1941 年 12 月、8 頁。原文：「敌占区群众，在敌人威胁利诱之下，种植鸦片烟。所以采取彻底毁苗的办法，会引起群众的反感。1941 年 5 月 8 日决定除我政权占优势地区，绝对禁止种植鸦片外，在敌占区及敌我争夺区，不采取割苗办法。一方面在政治上宣传种植鸦片为敌人毒化政策之具体实施，一方面则以罚款名义进行征收鸦片烟捐。至于征收原则是根据产量之多少，确定征收数目。但此项捐款不能过多，致使种植者恐慌逃跑。进行方式，根据文水的报告，分下列诸步骤：(1) 调查。(2) 毁一部分烟苗——是“先打后拉”“寓罚于毁”的办法。(3) 说明可以不毁烟苗，改收罚金，并说明这是“寓禁于罚”的办法。(4) 完出表格，进行烟苗登记。(5) 抽出一些地当面测量，重新登记。(6) 分三期收款，并组织割抢队武装摧收」。
- (43) 張三風、18 頁。
- (44) 「罌粟遍地的陕北」、259 ~ 260 頁。
- (45) 張三風、19 ~ 20 頁。
- (46) 「罌粟遍地的陕北」、265 頁。